

3-4-1 個人事業税の概要

Q 個人事業税とはどんな税金ですか？

A 個人の方が営む事業のうち、地方税法等で定められた事業（法定業種）に対して課される税金です。現在、法定業種は70の業種があり、ほとんどの事業が該当します。

なお、太陽光発電事業は、電気供給業に該当し、税率は、第一種の5%となります。

事業主控除290万円を超える所得に対して課されるため、低圧3~4基までの規模の事業者には、個人事業税は課税されないことも多いです。

(I)

解説

1. 納税義務者

法定業種（第1種事業、第2種事業、第3種事業）の事業を行っている個人の方

区分	税率	事業の種類			
第1種事業 (37業種)	5%	物品販売業	運送取扱業	料理店業	遊覧所業
		保険業	船舶定係場業	飲食店業	商品取引業
		金銭貸付業	倉庫業	周旋業	不動産売買業
		物品貸付業	駐車場業	代理業	広告業
		不動産貸付業	請負業	仲立業	興信所業
		製造業	印刷業	問屋業	案内業
		電気供給業	出版業	両替業	冠婚葬祭業
		土石採取業	写真業	公衆浴場業（むし風呂等）	-
		電気通信事業	席貸業	演劇興行業	-
		運送業	旅館業	遊技場業	-
第2種事業 (3業種)	4%	畜産業	水産業	薪炭製造業	-
第3種事業 (30業種)	5%	医業	公証人業	設計監督者業	公衆浴場業（銭湯）
		歯科医業	弁理士業	不動産鑑定業	歯科衛生士業
		薬剤師業	税理士業	デザイン業	歯科技工士業
		獣医業	公認会計士業	諸芸師匠業	測量士業
		弁護士業	計理士業	理容業	土地家屋調査士業
		司法書士業	社会保険労務士業	美容業	海事代理士業
		行政書士業	コンサルタント業	クリーニング業	印刷製版業
	3%	あんま・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業			装蹄師業

2. 事業税額

$$\left[\begin{array}{c} \text{事業所得・不動産所得の金額 ※1} \\ + \\ \text{所得税の事業専従者給与(控除)} \\ - \\ \text{個人事業税の事業専従者給与(控除)額 ※2} \\ + \\ \text{青色申告特別控除額 ※3} \\ - \\ \text{事業主控除額 290万円 ※4} \end{array} \right] \times \text{税率}$$

※1 不動産所得及び事業所得の計算は、原則として、所得税の計算と同様です。

※2 個人の事業税の事業専従者給与(控除)額

事業主と生計を一にする親族の方が専らその事業に従事するときは、一定額を必要経費として控除できます。

- 青色申告の場合……その給与支払額（所得税の事業専従者給与額）
- 白色申告の場合……配偶者の場合は86万円、その他の方の場合は1人50万円が限度

※3 個人の事業税には青色申告特別控除の適用はありませんので、所得金額に加算します。

※4 事業主控除

控除額は、年間290万円（営業期間が1年未満の場合は月割額）です。

3. 個人事業税の申告

毎年 3月15日（所得税の申告をした場合には、不要）

4. 納付時期

原則として、8月、11月の年2回となります（市区町村により異なります。）。

（第1期納期限 8月31日、第2期納期限 11月30日（※休日の場合はその翌日））。